

市民コメントで寄せられた意見及びその対応一覧

1. 市内 40歳代 女性

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
1	P. 72	公共交通機関への要望	<p>公共交通機関への要望として、東坂戸団地あたりの住民は東武バスを利用して最寄り駅へ向かいますが、AM7~8時台のバスに対して、東坂戸団地発若葉駅行きを増やしてほしいです。川越駅発や本数の少なさで通勤に苦勞しています。PM19~21時台若葉駅発東坂戸団地・川越駅行きのバスも増やしてほしいです。(急行電車が到着する時間から10分後に出発など、乗り継ぎ時間を配慮して時刻表を作ってほしいです)</p> <p>また、障害者手帳の提示の時間が後ろに並んでいる人への迷惑にならないか不安です。電子カード(パスモなど)自体に何か出来ると助かります。</p> <p>東武東上線も、交通費の負担に対する免除があると助かります。</p> <p>優先席に対して、見た目ではわからない精神障害者も対象となるよう配慮をしていただけると助かります。</p>	<p>若葉駅から東坂戸団地を経由するコースを運行しているバスに関する御意見につきましては、当該バスを運行している東武バス株式会社に対して、また、東武東上線に関する御意見につきましては、東武鉄道株式会社へ申し入れさせていただきます。今後におきましても、引き続き市民の方の要望なども踏まえ積極的に利便性向上に向けた働きかけを実施し、公共交通環境の充実に努めてまいりたいと考えております。</p>
2	P. 74	スポーツ・文化活動への支援	<p>スポーツ・文化活動への支援として、グーグルなど大手企業も取り入れている『マインドフルネス』や『禅』の講座を開いてほしいです。</p>	<p>市民誰もが参加できるような講座の開催について、文化施設の管理運営を行っている指定管理者へ要望してまいります。</p>

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
3	P. 76	公的機関における雇用拡大の推進	<p>障害者就労支援センターを利用していますが、そもそもハローワーク川越エリアでの募集がほぼありません。その他民間の求人情報も見っていますが、障害者雇用を行っている大手企業は都内海側（豊洲、木場、田町、浜松町、新橋など）に多く、遠方により通勤に不安を感じ応募もままならない状況です。</p> <p>パートやアルバイト程度の収入ではなく、自立して暮らしていける収入が得られるよう、そのような企業の誘致をしていただきたいです。</p> <p>また、農業と福祉の農福を進めていただきたいです。（法人農業による水耕栽培など）</p>	<p>本市では、川越公共職業安定所と連携を図り、毎年「障害者就職面接会」を開催し就職を希望する障害者と求人を行う企業とのマッチングを行っております。また、「坂戸市ふるさとハローワーク」において障害者雇用等の求人情報の提供をおこなっております。</p> <p>また、農福連携につきましては、県において、農業技術の指導や販売先を確保する障害者農業参入チャレンジ事業が実施されております。本市におきましては、障害者就労施設等に対し当該事業の周知を行うとともに、庁舎内で物品販売や市及び関係団体が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保に努めてまいります。</p>
4	P. 65	住宅情報等の提供	<p>アスペルガー症候群の傾向があり、音や振動に対して過敏です。集合住宅に住んでいるためどうしても近隣の方の生活音は避けられませんが、引越しもままありません。</p> <p>音や振動を軽減するような物（防音カーペットなど）を安く購入できるか、そのような対策をした住居があると大変に助かります。</p>	<p>日常生活用具給付事業において、日常生活品として一般に普及していない、自立生活支援用具等の給付を行っているところですが、現状においては防音カーペット等の給付は行っておりません。</p> <p>本市は、埼玉県住まい安心支援ネットワークの会員となっておりますので、埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度に基づく、サポート店（仲介事業者）等に、住居等について御相談いただきますようよろしくお願いいたします。</p>

2. 市内 50歳代 女性

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
5	P. 72	移動手段の確保	<p>重度の重複障害者の場合、福祉タクシーの利用も制限（必要な時に空いていない）あり利用できず、燃料費の助成も受けられない。通院等家族の負担も大きいため、タクシー券か燃料費を選択できるようにしてほしい</p>	<p>福祉タクシー券の交付については、重度心身障害者等に対し、社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図るため、タクシー料金の初乗り料金分を助成するものです。</p> <p>一方、自動車燃料費の助成については、上肢・下肢・体幹又は移動機能2級以上の障害をお持ちの方で、日常生活において御自身で自家用車を運転される方を対象としております。</p> <p>事業の目的といたしましては、公共交通機関を利用することが困難な重度の身体障害をお持ちの方の社会生活圏の拡大と社会参加、また経済的負担の軽減を図るため、交通費に相当する自動車燃料購入費を支給するものです。</p> <p>現在、御家族や同居親族の方の送迎に対する自動車燃料費の助成は実施しておりませんが、市民の皆様からの御意見・御要望や他市の事例等を踏まえ検討してまいります。</p>
6	P. 73	障害児（者）生活サポート事業の充実	<p>生活サポート事業が介護者のために利用されている根拠は何か？</p> <p>現状では移送手段としての意味合いが大きい。国の制度でできないことと言われたりするが、本人支援ではないのか</p>	<p>生活サポート事業は、埼玉県障害児（者）生活サポート事業実施要綱に基づいて実施しております。</p> <p>御意見については、参考とし、埼玉県にも伝えてまいります。</p>

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
7	P. 82	学齢期の支援の充実	学習支援だけではなく、学校生活を充実させるための合理的配慮が必要	<p>学校は学習の場であると同時に、日常生活を過ごす場でもあります。御意見のとおり、学校生活を充実させるための合理的配慮も重要であると考えます。そのため、82ページの51「通常学級における障害児への支援」の事業内容・方向性における「学習支援」を「支援」といたします。</p>
8	P. 84	発達段階に応じた継続的な支援	一貫した支援ではなく、成長に伴う柔軟かつ多様性に富んだ支援のほうがよいと思う。	<p>御意見のとおり成長に伴う柔軟かつ多様性に富んだ支援は必要であり、その支援を適切かつ継続的に実施するために医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関等との連携の強化が必要であると考えております。</p> <p>このためには、これらの関係機関が支援内容等の情報を共有し、一貫した支援を受ける環境を整えることが必要であるため、サポート手帳を配布しております。そのため、現状のままとさせていただきます。</p>
9	P. 93	表現について	理解と共生の推進 交流とは分けているという前提での発想	<p>計画の目標像である「住み慣れた地域で共に豊かに生きるまち」を実現するためには、共生社会の構築が重要であると考えております。</p> <p>共生社会の構築を目指し、ノーマライゼーションの根付いた地域社会づくりを進めており、そのための事業として、障害者施設等を御利用されている方と御利用されていない方との交流機会の支援を目的とした、94ページの71「各施設の交流促進」を行っておりますので、現状のままとさせていただきます。</p>

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
10	P. 77	表現について	「福祉的就労」→言葉が古い	現在、国においても「福祉的就労」という言葉を使っておりますので、現状のままとさせていただきます。

3. 市内 40歳代 女性

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
11	P. 87	施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	<p>車イスで耳が聞こえない者です。 毎週土曜日の手話サークルに参加したいですが、中央公民館にエレベーターがないので、参加できません。 「誰かに助けてもらえばいい」と思われると思いますが、私は人に迷惑をかけたくないです。気軽に！気楽に！参加したいです！！</p>	<p>中央公民館を含む市の公共施設につきましては、限られた財源の中、今後、高齢化・少子化等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、老朽化していく公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定した「公共施設等マネジメント計画」に基づき、施設の改修計画に併せてユニバーサルデザインの推進及び、バリアフリー化に努めてまいります。</p>
12	P. 87	施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	<p>千代田郵便局の入り口への坂が急すぎます。 車イスで一人では郵便局に入れません。</p>	<p>御意見について坂戸郵便局へお伝えしたところ、「スロープの改修は困難ですが、電話等で坂戸郵便局へお伝えいただければ、郵便局職員がお手伝いをいたします。」との回答でしたので、御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。</p>

4. 市内 60歳代 女性

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
13	全体	全体	高次脳機能障害についての理解の促進のための啓発について、具体策を計画のどこかに記してください。	高次脳機能障害を含め障害のある人への理解促進が必要であると考えており、本計画94ページに「障害のある人への理解促進」を掲載させていただいております。「出前講座」で高次脳機能障害を含む障害について説明を行っており、今後も継続してまいります。
14	P. 68	精神障害者・難病患者等への支援	具体的な事業として「高次脳機能障害（児）者への支援の充実」を加えて、「事業内容・方向性」に高次脳機能障害の方の早期発見・早期対応と、医療から社会復帰までの連続したケアが提供できる体制を作っていくことを記してください。	障害の早期発見及び医療から社会復帰までの連続したケアのためには、病院等関係機関の連携が必要であると考えており、70ページに「医療機関等との連携」を記載させていただいております。今後も医療機関との連携を進めるとともに、高次脳機能障害の方の社会復帰のために、生活訓練事業所等の情報提供等について適切に進めてまいります。
15	P. 48	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と記されている部分を「精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステム」にするなどして、この事業の対象に高次脳機能障害が含まれることを明示してください。	御提案のとおり、「精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステム」といたします。

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
16	P. 48	地域生活支援拠点等の整備	高次脳機能障害の方への支援も、地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを計画に記してください。	地域生活支援拠点等の整備促進の目的を踏まえると、強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等の方への支援も、この整備での一環で必要と考えていますので、計画に記します。
17	P. 61	意思疎通支援事業	意思疎通支援事業の対象に高次脳機能障害も含まれること、さらに入院中もコミュニケーションの支援（意思疎通支援事業）が受けられることを記してください。	意思疎通支援事業の対象者を「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能障害等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人」に修正します。
18	P. 64	その他の地域生活支援事業	高次脳機能障害の方が徘徊してしまった際、ご家族の方などが利用できる施策を記してください。	高次脳機能障害の方が徘徊してしまうなど見守りが必要な方に対しての支援につきましては、91ページに「見守り体制の推進」を記載させていただいております。今後も必要な方に見守りキーホルダーの配付に努めるとともに、「坂戸市見守りネットワーク」を活用し、徘徊等の見守りの必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげる体制づくりに努めます。

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
19	P. 56	障害児支援	小児高次脳機能障害への具体的な支援策を記してください。	高次脳機能障害は、発達障害等のある児童と同様に、精神障害者保健福祉手帳、診断書により障害児であることが確認できれば、56ページ「6 障害児支援」のサービスを利用することができます。78ページの「基本目標5」につきましても、発達障害等のある児童と同様に、高次脳機能障害の児童に対しても個々の特性に応じた適切な教育・療育のために、支援に関わる関係者と連携し継続的な支援体制を目指します。
	P. 78	基本目標5「健やかな成長を支えるまち」をめざして【療育・教育の充実】		

4. 市内 80歳代 男性

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
20	P. 15 ～ P. 20	第2章障害のある人の状況	1章「4 計画の対象」で難病も対象であるとされています。それなのに2章の「障害のある人の状況」には、難病患者の状況はありません。他の障害と重複する場合もあるとは思いますが、「計画の対象」になっているのですから状況を記載すべきです。しない理由はなんですか。追加するか、合理的な説明をすべきです。	難病患者の状況につきましては、埼玉県が行う指定難病医療の給付者となりますので、指定難病医療受給者証所持者の推移等の把握が難しい現状です。貴重な意見として受け止め、今後検討してまいります。
21	P. 24	アンケート ＜主な設問の回答結果＞ 障害種別（重複あり）	2章の「アンケート調査の結果の概要」では回答結果の「障害種別」には「難病」の項目があります。難病患者について把握しているからアンケートができるのだと思います。そうすると難病患者の「状況」の不記載はいっそう異常に見えます。	
22	P. 47	基本目標1「自立して生活できるまち」をめざして【福祉サービスの充実】 【現状と課題】	4章の「施策の展開」の「基本目標1」に「平成25年4月1日から難病患者等の方々が福祉サービスの対象となっておりますが、様々な要望に必ずしも対応できているとは言えない状況です」（P37）としています。このように「特筆」しているのですから、これを克服するにはどうするかについても「特筆」しておくべきです。なぜ対応できなかったか、どこを改善するのか具体的に指摘すべきでしょう。それが計画というものでしょう。	65ページの【今後の方針】に、この課題の対応について、「・相談支援事業所、保健所及び医療機関等と連携し、発達障害者、高次脳機能障害者及び難病患者等へ各事業の周知を行い、日常生活を支援します。」を追加します。

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
23	P. 69	難病患者等への福祉サービス等の情報提供	4章「施策の展開」の「基本目標2」「16」には「難病患者等への福祉サービス等の情報提供」とあります。(P. 69)。なぜここにこの項目があるのですか。P. 47の記述から考えるとこの項目は施策の展開全体に関わるものとして、しかるべき場所に記述することが妥当です。要するに難病の扱いは、チャランパランということです。	65ページの【今後の方針】に、「・相談支援事業所、保健所及び医療機関等と連携し、発達障害者、高次脳機能障害者及び難病患者等へ各事業の周知を行い、日常生活を支援します。」を追加します。
24	P. 52	短期入所	4章「基本目標1」「短期入所」。利用者が障害者の1%にもなりません。これは障害者・家族への情報提供、周知の遅れに原因があるのではないですか。こういう実績で見込みを考えればこの程度の数字になるのでしょうか、障害者・家族の実態とはかけ離れています。「短期入所が必要なとき、自由にできない」「市外の施設になってしまう」という声を聞きます。短期入所は家族の病気や虐待だけではなく、冠婚葬祭はじめとする所用、過労・休息など家族の様々な状況から必要となってくるものです。再調査、書き直しが必要です。	障害福祉サービスの情報提供につきましては、手引きや相談支援事業所等を通じ行っており、今までの実績及びアンケート結果を踏まえ、見込み量を算出しております。 制度の周知につきましては、障害者のてびきやホームページ等を通じて実施しているところですが、障害者等相談支援事業の充実を図ることなどの対策も実施してまいります。
25	P. 54	(3) 通所施設等日中活動系サービス 【今後の方策】	4章「基本目標1」(P. 54)の[今後の方策]に「障害福祉サービスの利用率はまだ2割であり」とあります。「まだ」ですから少ないということでしょう。問題は日中活動系サービスだけの問題ですか。補正を。	54ページの【今後の方策】については、51ページから記載している通所施設等日中活動系サービスに関する今後の方策を記載しております。 制度の周知につきましては、障害者のてびきやホームページ等を通じて実施しているところですが、障害者等相談支援事業の充実を図ることなどの対策も実施してまいります。

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
26	P. 75	基本目標4「働く喜びを味わえるまち」をめざして【就労への支援】	<p>「基本目標4」(P. 75)に就労支援、雇用の拡大の計画があります。今年4月からは精神障害者が雇用の対象になることになっています。障害者雇用促進法改正によるものです。法定雇用率も2・0%から2・2%に引き上げられます。計画はこれにどう対応しようとしているのか具体的な記述はありません。数値を示した目標が提起されているのですから、市内の事業所の法定雇用率を市役所を含めて明らかにしつつ、計画を提示すべきと考えます。特に市の雇用計画は可能でしょう。率先することが肝要ではありませんか。それとも市は達成済みですか。それがないと、計画は人ごとの感じになりやる気あるのかなあと思われてしまいます。雇用は市内に限られていませんから、素案のような記述は必要でしょうが。</p>	<p>障害者雇用の促進は重要であると考えており、76ページの39「障害者就労支援センターの充実」を進めております。実績としまして、前期計画において登録者が平成25年度累計76人であったのが、平成28年度には累計143人に増加しております。本計画では、平成32年度の目標値を累計200人とし、さらなる障害者雇用の促進を図ってまいります。</p> <p>また、市職員の任用(採用)については、地方公務員法の規定により「能力の実証に基づいて行わなければならない」とされており、採用試験を実施しております。職員数についても「坂戸市職員定数条例」に規定された職員数を超える採用はできない状況です。</p> <p>そのため、退職等による欠員の状況により採用人数について大幅な変更を生じる可能性があるため、雇用計画の提示は困難であると考えます。</p> <p>なお、法定雇用率については、平成29年度は2・48%であり、現時点では法定雇用率を達成しておりますが、職員の退職状況を注視しながら、引き続き法の趣旨に則った対応に努めてまいります。</p>

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
27	P. 89	(1) 防災体制の整備	<p>「基本目標6」も具体性を欠いています。これでは計画とは言えません。昨年6月の市広報で避難所の見直しを発表しました。要支援者の避難対策が余りにもいい加減でした。計画も同じです。「防災体制の整備」の66で現状値として「協定締結福祉避難所数4施設」とあります。これは一昨年度と同じ。見直しでは要配慮者が利用を優先できるスペースは一般利用者の64分の1だったのだがこういうことはどうなるのか。避難の際は誰でもまず最寄りの避難所へ向かうのだから、そこには障害者、高齢者に対応できるトイレ等が必要ですが、それはどうなるのか。問題があるのに具体的にしないで一般的な文言を並べるだけの計画では、高齢者、障害者としては、思っても見ない災害が続発の時代だけに不安になるだけです。</p>	<p>協定締結福祉避難所につきましては、今後も御協力をいただける民間施設について、調査等を進めてまいります。</p> <p>また、一般の指定避難所につきましても、災害が発生した際には、要配慮者がまず避難してくることも考えられるため、障害者・高齢者等に対応できる設備・備蓄品についても引き続き検討してまいります。</p>

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
28	P. 94	(2) 啓発・広報活動の充実	<p>「基本目標7」は「理解と交流の推進」となっています。本当に啓発をするのなら押しかけて行くくらいの計画を広めることが必要だと思います。そうしないと中身のある啓発にはなっていないだろうと。手引きの配布も大切ですが、計画そのものを持って各分野の団体や集まりに押しかけて宣伝、説明していかなければ。これは出前講座で代替できるものではありません。</p> <p>私の経験では何年か前のこと、新しい計画ができました。ところが市は計画の概要を作りながら、であいの広場の会場で配布もしようとしなかったことがあります。私たちは自分たちの展示コーナーにそれを置いて配ったことがあります。新しい計画がきたらそれを市民、諸団体に入念に宣伝していくこと、啓発・交流の基礎なることです。</p>	<p>本計画は、市政情報コーナーや各出張所等、市民の方が普段利用される施設に配布するほか、ホームページに掲載し、多くの市民の方々が閲覧できるようにしております。</p> <p>また、市内の障害者団体で構成される「坂戸市障害者団体連絡会」において各団体へ配付し、周知を行っております。今後におきましても、機会をとらえ、市民、諸団体にも広く配布・周知を行ってまいります。</p>

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
29	P. 95	ボランティア団体との連携及び育成	<p>「76 ボランティア団体との連携及び育成」とありますが、「育成」が疑問です。「3章 計画の基本的な考え方」では「本計画は『市民全体』の計画であり、市民、事業者、行政による『協働』の精神に基づいて」としています。この精神でいけば、「育成」はおかしいのではないですか。上からの目線であり、行政が市民、事業者を教導くということになります。当事者から言えば、3者は「協働」なのです。これは対等平等ということも意味します。「支援」とでも直すべきです。こういう上からの目線は、当事者にとっては快いものではありません。本来的には、市は「育成」どころか、まず障害者の生活実態や要望等からよく学ぶことが先でしょう。</p>	<p>ボランティアの育成につきましては、市民、事業者、市が協働し、障害のある方への支援を行うことが前提となりますが、ボランティアの中には、点訳ボランティアといった技術を要するものもありますので、技術的支援を行うという意味でボランティアの育成といたしました。御理解をよろしくお願いいたします。</p>

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
30	P. 98	選挙権行使の支援	<p>「基本目標8」選挙権行使の支援はこれだけです。「など」とはなっていますけれど。もっとも基本的な権利なのですから、行使できなかった事例をもっと調べてきめ細かく支援計画を示すべきです。</p>	<p>障害のある人への選挙権行使の支援につきましては、投票所において、本計画にありますスロープや車いすの設置のほか、点字で記載された氏名掲示（候補者等の氏名等が記載された紙）、点字機、コミュニケーションボード（音声ではなく文字による意思疎通）や代理投票（投票所の事務従事者による代筆）などによる支援をさせていただいております。また、身体障害者手帳をお持ちの方のうち、両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級・2級の方等に対しては郵便による投票の手続を実施しているほか、音声による選挙のお知らせ等をCD等で配布しております。</p> <p>本計画の該当箇所につきましては、『方向性』という観点から簡潔に記載させていただいておりますが、御意見のとおり、選挙権を行使できなかった事例についての研究や支援は重要であると認識しております。</p> <p>今後の選挙におきましても、市民の皆様からの御意見・御要望や他市の事例等を踏まえ、投票環境の向上に努めてまいります。</p>

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
3 1	P. 104	(3) 市民参加による推進体制	<p>「5章 計画の推進」で市民参加について「障害者団体等市民参加により推進します」としています。具体的にはどういう計画ですか。かつて市民参加大いに結構と思って障害者団体等連絡会(現在は「等」が省かれている)への参加を求めたら、事実上拒否されました。障害者の団体ではないという理由です。確かに私たちの団体は障害があるなしにかかわらず市内在住、在勤ならば加入できる団体ではありません。しかし、「協働」で計画推進するというなら、関係者に広く門戸を開いて連携し、その知恵と力を集めることこそ本道でしょう。</p>	<p>障害者計画については、市民参加による推進が必要であると考えており、市民コメントを実施するほか、障害者関係団体や公募に応じた市民を含んだ「坂戸市障害者計画等審議会」において審議を行っております。</p> <p>また、本計画については、市内の障害者団体で構成される「坂戸市障害者団体連絡会」において各団体へ配付し、周知を行いつつ、機会をとらえ、市民、諸団体にも広く配布・周知を行ってまいります。</p>
3 2	全体	全体	<p>アンケート調査の結果、取り組み状況を踏まえて、計画の達成度、今後3年間何を優先的、重点的に取り組んでいくかなどの分析はありません。施策の自身が抽象的に過ぎるものもあります。何をどの程度行うのか、もっと具体的にわかりやすく。</p>	<p>本計画につきましては、アンケート調査により現状を把握するとともに、第4期計画の検証を行い、今後の方策として計画に盛り込んでおります。</p> <p>各施策につきましても、前計画を踏まえて細分化を行い、目標値をより明確に設定いたしました。</p>

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
33	全体	全体	<p>前期の計画の策定の際のパブリックコメント応募で、現在の障害者基本法が、改正前の基本法の第1条（目的）から「もって障害者の福祉を増進することを目的とする」という文言を削除したこと、それは障害者支援を福祉ではなく人権保障だという国連の障害者権利条約にあわせての改正であったことを指摘しました。今回はそれから3年たっています。残念ながら「福祉から人権へ」という発展を計画の文言の中からはなかなか読み取ることはできません。旧態依然という感じです。3年前には「福祉サービス」ではなく「支援」という文言にと提案しましたが、せめて文言の修正ぐらいはと思い、重ねて要望します。それとも国は「福祉サービス」という文言以外を使うことを否定しているのですか。「自治体」なのですから、法に基づいているならば現実にふさわしい文言を使っていいのではありませんか。</p>	<p>坂戸市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画でございますので、「障害福祉サービス」という言葉を使用させていただいております。また、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定めている社会福祉法では、「福祉サービス」という言葉が使用されておりますので、本計画においても福祉サービスという言葉を使用させていただいております。</p>

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
34	P. 65	住宅情報等の提供	<p>「住宅の確保及び整備の促進」(P. 65)は「7 住宅情報の提供」の「事業内容・方向性」で前期にあった「障害のある人のための住宅確保」の文言が削除されています。「確保」はもうやめですか。後退ではありませんか。「『親亡き後』・・・住まいの場の確保は不可欠」(P. 55)としながらこれはないでしょう。「8 住宅改造費の助成」は助成件数ゼロ(H28)ですが、これは制度が知られていない、内容が現実離れしているのではないですか。障害者は市営住宅の入居対象外ですか。いずれにせよこの項目全体が前期とそっくり同じ文言の計画では、やる気を疑いたくなります。</p>	<p>段差の解消等の住宅改修については、62ページの「日常生活用具給付事業」において居宅生活動作補助用具として給付しており、平成28年度には4件の申請がございました。65ページの「重度身体障害者居宅改善整備費補助」につきましては、「日常生活用具給付事業」の対象になる場合は、補助対象外となるため、給付件数は少なく、御意見のとおり平成28年度の申請件数はございませんでした。</p> <p>制度の周知につきましては、障害者のてびきやホームページ等を通じて実施しているところですが、障害者等相談支援事業の充実を図ることなどの対策も実施してまいります。</p> <p>また、市営住宅については、障害のある人は入居の対象となっております。単身者の場合は原則的に市営住宅の入居を申し込むことができないところ、障害のある人などは単身者でも入居を申し込むことができるようにするなどの特例を設けるとともに、住宅困窮度判定の際も障害の有無を考慮しております。</p>
	P. 65	住宅改造費の助成		

NO	ページ	項目	意見	意見に対する対応
35	P. 86	【施策の方向】 1 福祉のまちづくりの推進	バリアフリー化問題。法律や基本方針を賑やかに並べたほど具体的な計画はありません。まちには金融機関、飲食店、大型小売店などバリアフリーではない状況が色濃く残っています。危険な道路もあるでしょう。この3年間その状況にどう切り込んでいくかが問われているのに、これで計画ですか。「1福祉のまちづくりの推進」何も書いていないというに近いと言えます。書き直しが必要です。	市内公共施設のバリアフリー化につきましては、「坂戸市ユニバーサルデザイン推進基本方針」に基づき、限られた財源の中、今後とも必要な整備を進めてまいりたいと考えております。一方で、民間施設につきましては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、埼玉県からの周知が図られているところであります。 また、歩道等に関し要望をされた路線及び箇所についての整備に今後とも努めてまいります。